

4

マンション大規模修繕で 必要な建設業許可

建設業許可は、2種類の一式工事（土木一式工事と建築一式工事）と 26 種類の専門工事を対象とし、建設業の業種ごとに細分化されています。マンション大規模修繕において必要となる主な建設業許可は以下のとおり。

	建設工事の種類	建設業の業種	建設工事の内容
1	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ） なお、専門工事が複数組み合わせられて行われるマンション大規模修繕については、一般的に建築一式工事に該当するものとして扱われています。
2	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立、工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないは準備的工事
3	管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
4	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又は貼り付ける工事
5	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
6	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事

附帯工事

建設業者は許可を受けた建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る工事を許可の有無とは無関係に請け負うことができます。この「他の建設業に係る工事」を附帯工事といいます。例として、塗装工事としてマンションの外装塗装工事を受注し、その施工に伴って必要が生じた仮設工事などがこれに該当します。